焼津市スポーツ賞表彰規程

（目的）

第１条　この規程は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条の規定に基づき、スポーツの分野において優秀な成績を収めた個人及び団体、並びに選手の育成指導や競技の発展において顕著な成績があった個人を表彰し、市民の競技スポーツに対する意識の高揚と競技力の向上を図るとともに、焼津市（以下「本市」という。）のスポーツの振興に資することを目的とする。

（表彰の対象）

第２条　表彰の対象は、次のいずれかに該当する個人又は団体とする。

(1)　本市に在住、在学、在勤又は本市に所在する団体に在籍する個人

(2)　本市に所在する団体

(3)　本市外に在住の学生で、その保護者が本市に在住している個人

(4)　市長が特に認めた個人及び団体

２　前項の規定にかかわらず、スポーツ特別栄誉賞については、本市出身の個人を表彰の対象とすることができる。

（表彰の種類）

第３条　この規程による表彰は、次に掲げるものとする。

(1)　スポーツ特別栄誉賞

(2)　スポーツ栄誉賞

(3)　スポーツ奨励賞

(4)　スポーツ功労賞

（表彰の基準）

第４条　前条に掲げる各賞の表彰の基準は、別表のとおりとする。

（入賞の定義）

第５条　第４条別表で規定する入賞とは、各大会で規定されている入賞基準によるものとする。

（表彰対象外）

第６条　次の各号に掲げるものは、表彰対象としない。

(1)　親睦又は交流を主たる目的とする大会

(2)　その他不適当と認められる大会

（表彰対象期間）

第７条　表彰の対象となる大会等は、原則として、当該年の１月１日から12月31日までの期間に開催されたものとする。

２　前項の期間に開催された大会等について、当該期間終了後にその事実が判明した場合は、前項の規定にかかわらず、表彰することができる。

（推薦）

第８条　この規程による表彰の推薦は、推薦書により指定する日までに市長まで提出するものとする。

（選考）

第９条　受賞者の選考は、前条で規定する推薦により焼津市スポーツ賞選考委員会で審査し、市長が決定する。

（表彰）

第10条　表彰は年１回とし、原則として表彰対象期間の翌年３月までに行う。

２　表彰は市長が行う。

（その他）

第11条　この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

昭和50年４月１日施行
昭和62年４月１日一部改正
平成４年４月１日一部改正
平成５年12月10日一部改正
平成８年４月１日一部改正
平成９年４月１日一部改正
平成16年４月１日一部改正
平成19年６月15日改正
平成22年10月１日改正
平成25年11月７日改正
平成29年９月22日一部改正
平成30年８月16日一部改正
令和元年８月27日改正
令和４年４月１日一部改正
令和６年10月８日一部改正
令和８年９月15日一部改正

別表（第４条関係）

表彰の種類	表彰の基準
スポーツ特別栄誉賞	次のいずれかの国際大会に出場した個人又は団体 (1)　オリンピック (2)　パラリンピック (3)　大会規模等が前２号に相当すると市長が認める大会
スポーツ栄誉賞	スポーツ特別栄誉賞の表彰の基準に該当しない国際大会に出場、全国大会で入賞又はそれらと同等以上の活躍をした高校生以上の個人及び団体
スポーツ奨励賞	スポーツ特別栄誉賞の表彰の基準に該当しない国際大会に出場、全国大会で入賞又はそれらと同等以上の活躍をした小学生及び中学生の個人及び団体
スポーツ功労賞	次のいずれかに該当する個人 (1)　長年にわたり、優秀な成績を収めた個人又は団体の育成指導に顕著な功績があった個人 (2)　その他スポーツの発展に顕著な功績を残した個人